

第110期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年1月30日(水曜日) 午前10時
(受付開始午前9時)

開催場所

神奈川県相模原市緑区西橋本5丁目4番20号
サン・エールさがみはら 2階ホール

開催場所が前回と異なっておりますので、
末尾の会場ご案内図をご参照いただき、
お間違いのないようご注意ください。

CONTENTS

第110期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役8名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
(提供書面)	
事業報告	13
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告書	41

株主総会にご出席の株主様へ
お配りしておりましたお土産は取りやめとさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

神奈川県相模原市中央区小山1丁目15番30号
株 式 会 社 **オ ハ ラ**
代 表 取 締 役 齋 藤 弘 和
社 長 執 行 役 員

第110期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第110期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年1月29日（火曜日）午後4時55分（当社営業時間終了時）までに到着するようご返送いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年1月30日（水曜日）午前10時
受付開始時間は午前9時を予定しております。
2. 場 所 神奈川県相模原市緑区西橋本5丁目4番20号
サン・エールさがみはら 2階ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第110期（2017年11月1日から2018年10月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第110期（2017年11月1日から2018年10月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号 議 案 剰余金処分の件
- 第 2 号 議 案 定款一部変更の件
- 第 3 号 議 案 取締役8名選任の件
- 第 4 号 議 案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ohara-inc.co.jp/>）に掲載させていただきます。

また、本招集ご通知に提供すべき書面のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ohara-inc.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、「連結注記表」及び「個別注記表」も含んでおります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第110期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は731,896,860円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年1月31日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

(1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第21条（取締役の任期）第1項につきまして取締役の任期を2年から1年に短縮し、これに伴い任期の調整に関する同条第2項後段及び第3項を削除するものであります。

(2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第44条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び現行定款第46条（中間配当）を削除し、その他所要の変更を行うものであります。

2.変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す。)

現行定款	変更案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 取締役が欠員になっても法定の人数を下回らない場合には補欠取締役の選任を行わないことができる。 補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第22条～第44条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第7条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 取締役が欠員になっても法定の人数を下回らない場合には補欠取締役の選任を行わないことができる。 (後段削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第21条～第43条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="405 170 495 198">(新 設)</p> <p data-bbox="175 409 338 436">(剰余金の配当)</p> <p data-bbox="160 450 243 477">第45条</p> <p data-bbox="160 489 742 598">剰余金の配当は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</p> <p data-bbox="405 610 495 638">(新 設)</p> <p data-bbox="175 730 293 757">(中間配当)</p> <p data-bbox="160 771 243 798">第46条</p> <p data-bbox="160 810 742 958">当社は、取締役会の決議により、毎年4月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当（会社法第454条第5項に定める金銭の分配をいう。）を行うことができる。</p> <p data-bbox="175 1010 435 1037">(配当金等の除斥期間等)</p> <p data-bbox="160 1050 243 1078">第47条</p> <p data-bbox="160 1090 742 1238">前2条の定めに従って剰余金の配当が金銭で行われる場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p data-bbox="167 1250 704 1277">2 未払い配当金には利息をつけないものとする。</p>	<p data-bbox="778 170 1090 198">(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p data-bbox="763 211 846 238">第44条</p> <p data-bbox="763 250 1347 359">当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p data-bbox="778 409 1038 436">(剰余金の配当の基準日)</p> <p data-bbox="763 450 846 477">第45条</p> <p data-bbox="763 489 1347 517">当社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。</p> <p data-bbox="763 610 1347 677">2 当社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。</p> <p data-bbox="1010 730 1100 757">(削 除)</p> <p data-bbox="763 1010 1023 1037">(配当金等の除斥期間等)</p> <p data-bbox="763 1050 846 1078">第46条</p> <p data-bbox="763 1090 1347 1199">剰余金の配当が金銭で行われる場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p data-bbox="763 1250 1301 1277">2 未払い配当金には利息をつけないものとする。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名（うち社外取締役4名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	地位	取締役会への出席状況
1	再任	さいとう ひろかず 齋藤 弘和	代表取締役社長執行役員	100% (12回 / 12回)
2	再任	なかじま たかし 中島 隆	取締役常務執行役員	100% (12回 / 12回)
3	再任	あおき てつや 青木 哲也	取締役常務執行役員	100% (12回 / 12回)
4	新任	ごとう なおゆき 後藤 直雪	上級執行役員	—
5	再任	社外 おおくま あきひろ 大熊 右泰	取締役	100% (12回 / 12回)
6	再任	社外 とくら ごう 戸倉 剛	取締役	100% (12回 / 12回)
7	再任	社外 うちだ せいじゅ 内田 省寿 独立役員	取締役	100% (12回 / 12回)
8	新任	社外 のきな あきら 軒名 彰 独立役員	—	—

1. 齋藤 弘和 さいとう ひろかず (1959年9月24日生)

再任

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1982年4月	当社 入社	2010年2月	小原光学 (中山) 有限公司 董事長
1998年5月	当社 経営企画室長	2013年11月	当社 代表取締役社長 光製品事業部長 兼 光製品関連子会社統括
2002年11月	小原光学 (香港) 有限公司 總經理		台湾小原光学股份有限公司 董事長
2002年12月	小原光学 (中山) 有限公司 總經理		OHARA OPTICAL (M) SDN. BHD. 会長
2003年1月	当社 取締役		小原光学 (香港) 有限公司 董事長
2005年1月	当社 常務取締役	2016年1月	当社 代表取締役社長執行役員 経営全般 (現在)
2009年1月	当社 代表取締役社長		
2009年11月	台湾小原光学股份有限公司 董事長		
2010年1月	OHARA OPTICAL (M) SDN. BHD. 会長		

所有する当社の株式数 10,886株 取締役在任期間 16年 取締役会への出席状況 100% (12回/12回)

取締役候補者とした理由

齋藤弘和氏は、当社の経営企画部門、生産管理部門、営業部門、人事部門等の幅広い分野において豊富な業務経験を有し、海外子会社の社長も務め、2003年1月より取締役として、2009年1月より代表取締役社長として当社経営を担っております。このような実績を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営全般における強いリーダーシップを発揮することを期待し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

2. 中島 隆 なかじま たかし (1960年5月22日生)

再任

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1996年5月	(株)日本FCI 入社	2009年1月	当社 常務取締役 経営企画・経理担当 兼 経理部長
1997年2月	当社 入社	2013年1月	当社 常務取締役 経営管理担当
2004年4月	当社 経理部長	2013年11月	当社 常務取締役 管理センター長
2005年1月	当社 取締役 管理本部経理部長	2016年1月	当社 取締役常務執行役員 財務、管理管掌 兼 管理センター長 (現在)
2006年5月	当社 取締役 経理部長		

所有する当社の株式数 4,329株 取締役在任期間 14年 取締役会への出席状況 100% (12回/12回)

取締役候補者とした理由

中島隆氏は、当社の財務部門、管理部門における豊富な業務経験を有し、2005年1月より当社取締役として取締役会における協議、検討に積極的に貢献しております。このような実績を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた財務、管理面を中心とした強いリーダーシップを発揮することを期待し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

3. 青木 哲也 (1958年9月28日生)

再任

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1982年4月	当社 入社	2013年11月	当社 常務取締役 事業支援センター長 兼 調達部長
2000年11月	当社 材料生産センター技術部長	2016年1月	当社 取締役常務執行役員 営業、マーケティング、知的財産管掌 (現在)
2002年9月	当社 商品開発部長		
2004年4月	当社 研究開発部長		
2006年5月	当社 人事部長		
2008年1月	当社 取締役 人事部長		
2011年1月	当社 常務取締役 業務監査、総務、人事担当 兼 総務部長		

所有する当社の株式数	4,329株	取締役在任期間	11年	取締役会への出席状況	100% (12回/12回)
------------	--------	---------	-----	------------	----------------

取締役候補者とした理由

青木哲也氏は、当社の研究開発部門、技術部門、人事・総務部門等における豊富な業務経験を有し、2008年1月より当社取締役として取締役会における協議、検討に積極的に貢献しております。このような実績を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた営業、マーケティング面を中心とした強いリーダーシップを発揮することを期待し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

4. 後藤 直雪 (1965年2月22日生)

新任

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1983年4月	当社 入社	2013年11月	当社 取締役 特殊品事業部特殊品BU長
2000年11月	当社 情報製品事業部技術部長	2016年1月	当社 取締役 退任
2005年1月	当社 製造技術部長		当社 上級執行役員 特殊品事業部長
2010年6月	当社 研究開発第二部長	2016年11月	当社 上級執行役員 特殊品事業部長 兼 特殊品技術部長 (現在)
2011年1月	当社 取締役 研究開発担当 兼 研究開発第二部長		
2011年3月	当社 取締役 研究開発担当 兼 研究開発部長		

所有する当社の株式数	3,484株	取締役在任期間	—	取締役会への出席状況	—
------------	--------	---------	---	------------	---

取締役候補者とした理由

後藤直雪氏は、2011年1月より当社取締役として取締役会における協議、検討に積極的に貢献し、2016年1月の当社取締役退任後も当社の研究開発部門、技術部門等における豊富な業務経験等に基づき、上級執行役員として会社経営に関与しております。このような実績を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた技術、研究開発面を中心とした強いリーダーシップを発揮することを期待し、新たに当社の取締役として選任をお願いするものであります。

おおくま あきひろ
5. 大熊 右泰 (1960年9月9日生)

再任

社外

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1984年 4月	(株)服部セイコー (現・セイコーホールディングス(株)) 入社	2017年 1月	当社 社外取締役 (現在)
2007年 9月	セイコーウオッチ(株)総務部長	2017年 4月	セイコーソリューションズ(株) 取締役・専務執行役員 (現在)
2009年 7月	セイコーホールディングス(株)人事部長	2017年 6月	セイコータイムシステム(株)取締役
2010年 5月	セイコークロック(株)取締役	2018年 4月	セイコーインスツル(株)取締役・常務執行役員 (現在)
2013年 6月	セイコーホールディングス(株)取締役		
2014年 4月	セイコーNPC(株)取締役 (現在)		
2016年 6月	セイコーホールディングス(株) 常務取締役 (現在)		

【重要な兼職の状況】

セイコーホールディングス(株) 常務取締役

所有する当社の株式数	0株	社外取締役在任期間	2年	取締役会への出席状況	100% (12回/12回)
------------	----	-----------	----	------------	----------------

社外取締役候補者とした理由

大熊右泰氏は、セイコーホールディングス(株)における、経営者としての豊富な知識・経験と幅広い見識等を活かして当社の経営全般に助言いただくことで、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレートガバナンスの強化に寄与することが期待できると判断し、当社の社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

とくら ごう
6. 戸倉 剛 (1958年12月22日生)

再任

社外

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1982年 4月	キヤノン(株) 入社	2014年 1月	同社 イメージコミュニケーション事業本部ICP第二事業部長
2006年 7月	同社 イメージコミュニケーション事業本部カメラ開発センターカメラ第一開発部長	2016年 4月	同社 執行役員 (現在) 同社 イメージコミュニケーション事業本部長 (現在)
2011年 1月	同社 イメージコミュニケーション事業本部カメラ事業部カメラ商品企画部長	2017年 1月	当社 社外取締役 (現在)
2013年 1月	同社 イメージコミュニケーション事業本部ICP第二開発センター所長		

【重要な兼職の状況】

キヤノン(株) 執行役員イメージコミュニケーション事業本部長

所有する当社の株式数	0株	社外取締役在任期間	2年	取締役会への出席状況	100% (12回/12回)
------------	----	-----------	----	------------	----------------

社外取締役候補者とした理由

戸倉剛氏は、キヤノン(株)における、経営者としての豊富な知識・経験と幅広い見識等を活かして当社の経営全般に助言いただくことで、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレートガバナンスの強化に寄与することが期待できると判断し、当社の社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

7. ^{うちだ}内田 ^{せいじゆ}省寿 (1950年12月2日生)

再任

社外

独立役員

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1974年 4月	三井造船(株) (現・(株)三井E&Sホールディングス) 入社	2014年 4月	三井造船(株) (現・(株)三井E&Sホールディングス) 機械システム事業本部長補佐、特命担当
2004年 6月	三造メタル(株) (現・三井ミーハナイト・メタル(株)) 代表取締役社長	2016年 1月	当社 社外取締役 (現在)
2007年 6月	三井ミーハナイト・メタル(株) 代表取締役社長	2016年 4月	三井ミーハナイト・メタル(株) アドバイザー (現在)
2009年12月	エム・イー・エス・アフティ(株) (現・JSWアフティ(株)) 代表取締役社長		

【重要な兼職の状況】
三井ミーハナイト・メタル(株) アドバイザー

所有する当社の株式数 0株 社外取締役在任期間 3年 取締役会への出席状況 100% (12回/12回)

社外取締役候補者とした理由

内田省寿氏は、三井ミーハナイト・メタル(株)及びエム・イー・エス・アフティ(株) (現・JSWアフティ(株)) における、経営者としての豊富な知識・経験と幅広い見識等を活かして当社の経営全般に助言いただくことで、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレートガバナンスの強化に寄与することが期待できると判断し、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。

8. ^{のきな}軒名 ^{あきら}彰 (1958年1月20日生)

新任

社外

独立役員

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1982年 4月	日興証券(株) (現・SMBC日興証券(株)) 入社	2014年 3月	SMBC日興証券(株) 専務取締役 営業統轄 兼 総合法人本部長
2005年 2月	日興コーディアル証券(株) (現・SMBC日興証券(株)) 取締役 ダイレクトマーケティング担当	2016年 4月	日興システムソリューションズ(株) 代表取締役会長
2006年 2月	同社 執行役員 ダイレクトマーケティング担当	2017年 6月	日本郵便(株) 社外取締役 (現在)
2009年10月	同社 常務執行役員 東日本・首都圏東本部長	2018年 6月	上光証券(株) 代表取締役副社長 (現在)
2011年 3月	同社 常務執行役員 西日本・近畿法人統轄	2018年 7月	ビジネスコーチ(株) 社外取締役 (現在)

【重要な兼職の状況】
上光証券(株) 代表取締役副社長

所有する当社の株式数 0株 社外取締役在任期間 — 取締役会への出席状況 —

社外取締役候補者とした理由

軒名彰氏は、SMBC日興証券(株)、日興システムソリューションズ(株)及び上光証券(株)における、経営者としての豊富な知識・経験と幅広い見識等を活かして当社の経営全般に助言いただくことで、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレートガバナンスの強化に寄与することが期待できると判断し、新たに当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大熊右泰氏、戸倉剛氏、内田省寿氏及び軒名彰氏は、社外取締役候補者であります。
3. 内田省寿氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。軒名彰氏は本議案において選任のご承認をいただくことを前提に、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4. 戸倉剛氏は、当社の特定関係事業者であるキャノン(株)の業務執行者であります。
5. 当社は、大熊右泰氏、戸倉剛氏及び内田省寿氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、3氏の再任が承認された場合は、3氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、軒名彰氏の選任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
6. 所有する当社の株式数には、2018年10月31日現在の役員持株会名義分を含んでおります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役杉田光義氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

同氏の任期は当社定款の定めにより、2023年1月開催予定の第114期定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

すぎた みつよし
杉田 光義 (1942年6月27日生)

再任

社外

独立役員

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1975年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
原後法律事務所（現・原後綜合法律事務所）入所

1981年4月 杉田法律事務所開設

1996年9月 松本・杉田法律事務所に名称変更

2004年10月 杉田法律事務所に名称変更

2009年8月 原後綜合法律事務所再入所

2011年1月 当社 社外監査役（現在）

2016年4月 弁護士法人原後綜合法律事務所代表社員弁護士（現在）

【重要な兼職の状況】
弁護士法人原後綜合法律事務所代表社員弁護士

所有する当社の株式数

0株

社外監査役在任期間

8年

取締役会への出席状況 100% (12回/12回)
監査役会への出席状況 100% (10回/10回)

社外監査役候補者とした理由

杉田光義氏は、弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、その経験を当社監査体制の強化に活かしていただきたいため、引き続き当社の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 杉田光義氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 杉田光義氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、杉田光義氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 杉田光義氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 杉田光義氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

以上

(提供書面)

事業報告

(2017年11月1日から
2018年10月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、年度後半に米中通商摩擦が生じたものの、緩やかに回復しました。アジア地域では、中国経済は景気の持ち直しの動きに足踏みが見られたものの、その他の地域では景気は緩やかに回復しました。米国経済は、個人消費や設備投資が増加したことなどから、景気は着実な回復が続きました。欧州経済は、消費の増加などを背景に、景気は緩やかに回復しました。日本経済は、個人消費の持ち直しや設備投資の増加などから、景気は緩やかに回復しました。

当社グループの光事業の関連市場では、デジタルカメラは、コンパクトタイプの需要減少が続いたものの、レンズ交換式タイプはミラーレス機の需要が増加しました。一方、エレクトロニクス事業の関連市場では、露光装置は、FPD向けの一部で弱めの動きが見られたものの、半導体向けは堅調を維持しました。

なお、当連結会計年度における米ドル及びユーロの平均為替レートは、110.46円及び131.13円となり、前年度に比べて米ドルが約1.4%の円高、ユーロは約5.4%の円安で推移しました。

このような状況のもと、当連結会計年度の業績は、次のとおりとなりました。

売上高は、光事業において光学機器用レンズ材の需要が増加したほか、エレクトロニクス事業において耐衝撃・高硬度クリアガラスセラミックス「ナノセラム™」の販売が進展したことに加え、半導体露光装置向け高均質ガラスの需要が増加したことなどから、28,221百万円（前年度比14.6%増）となりました。

損益面では、売上総利益は、原料価格の上昇や業務委託費用の増加が見られたものの、グループを挙げて生産効率の向上や原価低減活動を推進したことなどから、9,290百万円（同28.4%増）となりました。販売費及び一般管理費は、販売増加に伴い運送費などの一部経費や研究開発費が増加したことなどにより、6,019百万円（同9.0%増）となり、営業利益は3,270百万円（同90.7%増）となりました。経常利益は、営業外収益として持分法による投資利益を計上したことなどにより、3,705百万円（同65.2%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、業績回復に伴い、繰延税金資産を見直したことなどにより、3,220百万円（同112.7%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

(光事業)

当事業の主力製品であります光学プレス品は、デジタルカメラやプロジェクターなど光学機器の性能向上が進展する中、これらに適した新製品やレンズ加工品の販売に努めたことから、売上高は14,883百万円（前年度比14.1%増）となりました。また、光学ブロック品の売上高は2,741百万円（同20.0%増）となりました。

これらの結果、当事業の売上高は17,625百万円（同14.9%増）、営業利益は1,373百万円（同99.6%増）となりました。

(エレクトロニクス事業)

特殊品は、FPD露光装置向け極低膨張ガラスセラミックスの販売が減少したものの、スマートフォン向け「ナノセラム™」の販売が進展したほか、半導体露光装置向け高均質ガラスの販売が増加したことなどから、売上高は6,761百万円（前年度比19.7%増）となりました。また、石英ガラスは、FPD露光装置向けの販売が減少したものの、半導体露光装置や半導体フォトマスク向けの販売が堅調に推移したことなどから、売上高は3,834百万円（同5.1%増）となりました。

これらの結果、当事業の売上高は、10,596百万円（同14.0%増）、営業利益は1,897百万円（同84.7%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,974百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

・エレクトロニクス事業 当社本社工場 特殊ガラス製造設備

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

・光事業 当社本社工場 光学ガラス製造設備

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入により充當いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 107 期 (2015年10月期)	第 108 期 (2016年10月期)	第 109 期 (2017年10月期)	第 110 期 (当連結会計年度) (2018年10月期)
売上高(百万円)	22,820	21,329	24,628	28,221
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	1,316	△84	2,242	3,705
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(百万円)	545	△372	1,513	3,220
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	22.43	△15.31	62.23	132.37
総資産(百万円)	55,130	50,161	54,433	58,731
純資産(百万円)	41,522	37,040	41,204	44,040
1株当たり純資産額(円)	1,706.97	1,522.70	1,693.90	1,810.47

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 第108期より「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2013年9月13日)等の適用により、「当期純利益又は当期純損失(△)」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)」に変更しております。
3. 第108期より資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E□)が保有する当社株式を「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業の内容
台湾小原光学股份有限公司	40,000千新台幣ドル	100.0%	光学プレス品の製造販売
台湾小原光学材料股份有限公司	500,000千新台幣ドル	100.0%	光学ガラスの製造
OHARA OPTICAL (M) SDN.BHD.	7,800千マレーシアリングギット	100.0%	光学プレス品の製造販売
株式会社オーピーシー	160,000千円	100.0%	精密研磨加工
株式会社オハラ・クオーツ	310,000千円	78.9%	石英ガラスの製造販売
足柄光学株式会社	36,000千円	100.0%	光学プレス品の製造販売
Ohara Corporation	300千米ドル	100.0%	光製品・エレクトロニクス製品の販売
OHARA GmbH	51千ユーロ	100.0%	光製品・エレクトロニクス製品の販売
小原光学（香港）有限公司	7,000千香港ドル	100.0%	光学プレス品の販売
小原光学（中山）有限公司	5,050千米ドル	100.0% (100.0%)	光学プレス品の製造販売

(注) 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合を内書しております。

(4) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、世界経済は、米中通商摩擦の影響が懸念されるものの、総じて緩やかな回復が続くものと見込まれます。アジア地域では、中国における貿易制限措置の影響などが懸念されるものの、総じて景気は堅調に推移するものと見込まれます。米国経済は、通商問題や政策動向などの影響が懸念されるものの、堅調な経済成長が見込まれます。欧州では、英国のEU離脱問題の影響などが懸念されるものの、景気は緩やかに回復するものと見込まれます。日本経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかな回復が続くものと想定されます。

当社グループの光事業の関連市場では、デジタルカメラ市場は、コンパクトタイプの需要減少が続き、レンズ交換式タイプでは、一眼レフ機からミラーレス機への移行期に一時的な需要変動が予想されます。一方、プロジェクター、監視カメラ、車載カメラなどの分野では、高精細化などの進展により、品質の高い光学ガラスに対するニーズが高まるものと見込まれます。エレクトロニクス事業の関連市場においては、露光装置は、FPD向けの一部で調整局面が続く一方、半導体向けは、米中通商摩擦の影響が懸念されるものの、堅調な需要が期待されます。また、宇宙関連産業も需要の拡大が見込まれます。

事業別の主要施策は次のとおりであります。

(光事業)

フルサイズミラーレスカメラ、高輝度プロジェクター、車載センシングカメラといった光学機器の高精細化や高精度化に合わせ、お客様の課題への最適なソリューションを提供することで、収益の拡大を図っていきます。光学ガラスの開発においては、引き続き競争力のある新製品の投入に努め、製品ラインアップの強化を進めます。また、ガラスモールドレンズ増産のための設備が本格稼働することから、グループを挙げて販売に取り組み、レンズ加工品の販売比率を高めていきます。

(エレクトロニクス事業)

最も注力している耐衝撃・高硬度クリアガラスセラミックス「ナノセラム™」は、スマートフォン向けの引き合いの増加が見込まれます。まずは、当初計画していた生産体制を整え、着実に実績を積み上げていきます。また、露光装置、光通信関連及び宇宙・天文向けについては、需要動向を的確に捉えた販売活動を行っていきます。リチウムイオン伝導性ガラスセラミックス「LICGC™」は、全固体電池などの次世代電池研究開発分野におけるスタンダード材としてのポジションを維持、拡大するとともに、液系リチウムイオン電池の特性向上につながる添加材としての採用実績形成を進めていきます。

これら施策の実現に向け、当社グループは、第112期を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画を策定しています。

本中期経営計画は、第101期に掲げた「長期ビジョン2020」の最終期間となることから「OHARA VISION 2020 & BEYOND」と題し、2020年のみならず2020年以降の“飛躍”へ向けて、更なる財務体質の改善と、次世代の成長戦略を推進する「再成長軌道への回帰」を目指します。

コンセプトは、「マテリアル＋ソリューションのオハラ」とし、ガラスを熔解する会社から、お客様の困りごとを溶かして解決する会社へシフトしてまいります。

具体的には、オプト・エレクトロニクスの次世代技術が活用される成長市場として「モバイル・モビリティ市場」に狙いを定め、その新たな市場に貢献していくため、全社横断組織を新設し、マーケティング機能の強化に取り組んでまいります。また、更なる利益創出体質へのシフトを加速させるため、調達活動を強化、徹底的な原価低減を進めてまいります。

本中期経営計画の初年度である第110期は、光事業において、新製品及びレンズ加工品の拡販という取り組みが奏功したほか、エレクトロニクス事業において「ナノセラム™」の販売が進展したことなどから、業績目標を達成しました。また、以上の状況を踏まえ、一部の経営指標について、最終年度である第112期の目標指標を修正しました。

本中期経営計画の経営指標は以下のとおりです。

目標指標（第112期）

売上高	300億円以上
営業利益	35億円以上（当初目標は、24億円以上）
ROE（自己資本利益率）	8.0%以上（当初目標は、5.0%以上）
総資産有利子負債比率	8.0%以下
エレクトロニクス事業売上高比率	45.0%以上（当初目標は、40.0%以上）

当社グループは、企業の社会的責任を果たすべく環境保全に注力するとともに、コーポレートガバナンス（企業統治）の強化を図り、企業として社会に貢献できるよう努めてまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2018年10月31日現在)

事業区分	主要製品
光事業	光学ガラス素材、光学機器用レンズ材
エレクトロニクス事業	極低膨張ガラスセラミックス、その他特殊ガラス、石英ガラス

(6) 主要な営業所及び工場 (2018年10月31日現在)

当 社	本社及び工場	神奈川県相模原市中央区
台湾小原光学股份有限公司	本社及び工場	中華民國台中市
台湾小原光学材料股份有限公司	本社及び工場	中華民國雲林県
OHARA OPTICAL (M) SDN.BHD.	本社及び工場	マレーシア マラッカ
小原光学(香港)有限公司	本社	香港
小原光学(中山)有限公司	本社及び工場	中華人民共和国広東省
株式会社オハラ・クオーツ	本社及び工場	和歌山県和歌山市

(7) 使用人の状況 (2018年10月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
光事業	1,412 (114) 名	△23 (47) 名
エレクトロニクス事業	242 (61) 名	△4 (3) 名
共通	48 (4) 名	△2 (1) 名
合計	1,702 (179) 名	△29 (51) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載していません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
411 (59) 名	2 (20) 名	41.3歳	16.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載していません。

(8) 主要な借入先の状況 (2018年10月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,300,400 千円
株式会社横浜銀行	1,063,250 千円
株式会社三菱UFJ銀行	680,000 千円
株式会社三井住友銀行	550,000 千円
株式会社日本政策投資銀行	300,000 千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2018年10月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 76,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 25,450,000株 |
| ③ 株主数 | 9,410名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
セイコーホールディングス株式会社	4,702千株	19.33%
キヤノン株式会社	4,694千株	19.30%
京橋起業株式会社	4,688千株	19.27%
三光起業株式会社	1,651千株	6.79%
株式会社トプコン	673千株	2.77%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託□)	648千株	2.67%
セイコーインスツル株式会社	610千株	2.51%
オリンパス株式会社	400千株	1.64%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託□)	321千株	1.32%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託□5)	154千株	0.63%

- (注) 1. 当社は自己株式を1,124千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 自己株式には、「株式給付信託 (B B T)」制度の導入に伴い資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E□) が保有する当社株式71千株が含まれております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2018年10月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	齋 藤 弘 和	経営全般
取 締 役 専 務 執 行 役 員	関 戸 仁	生産、技術管掌
取 締 役 常 務 執 行 役 員	中 島 隆	財務、管理管掌 兼 管理センター長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	青 木 哲 也	営業、マーケティング、知的財産管掌
取 締 役	大 熊 右 泰	セイコーホールディングス(株)常務取締役
取 締 役	戸 倉 剛	キヤノン(株)執行役員イメージコミュニケーション事業本部長
取 締 役	小 泉 達 也	(株)オプトラン相談役
取 締 役	内 田 省 寿	三井ミーンナイト・メタル(株)アドバイザー
常 勤 監 査 役	久保田 桂 詞	
監 査 役	三 上 誠 一	セイコーホールディングス(株)常勤監査役
監 査 役	長 島 和 彦	キヤノン(株)執行役員経理本部副本部長
監 査 役	杉 田 光 義	弁護士法人原後綜合法律事務所 代表社員弁護士

- (注) 1. 取締役大熊右泰氏、戸倉剛氏、小泉達也氏及び内田省寿氏は、社外取締役であります。
2. 監査役三上誠一氏、長島和彦氏及び杉田光義氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役久保田桂詞氏は、当社の内部統制部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役三上誠一氏は、他の会社の経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役長島和彦氏は、他の会社の経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役小泉達也氏、内田省寿氏及び監査役杉田光義氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

② 事業年度中に退任した監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
脇屋相武	2018年1月25日	辞任	社外監査役 キャノン(株)常務執行役員経理本部長

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8 名 (4)	179,761 千円 (19,200)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 名 (4)	32,880 千円 (14,400)
合 計 (うち社外役員)	13 名 (8)	212,641 千円 (33,600)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2011年1月28日開催の第102期定時株主総会において年額250百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2011年1月28日開催の第102期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の額には、2016年1月28日開催の第107期定時株主総会において決議いただいた株式給付信託制度による当事業年度における株式給付引当金の繰入額（10,198千円）を含めております。なお、株式給付信託制度につきましては、1.に記載の報酬とは別枠で決議いただいております。
4. 当社は、2016年1月28日開催の第107期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。
5. 取締役については、業績に対する経営責任を明確にする観点から、固定的な報酬の他に、業績連動の報酬を支給することとしており、業績連動報酬については、取締役会で決議しております。上記の取締役の報酬等には、取締役（社外取締役を除く）4名に対し業績連動報酬繰入額（52,580千円）を含めております。

⑤ 社外役員に関する事項（2018年10月31日現在）

イ. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	当社との関係
社外取締役	大熊右泰	セイコーホールディングス(株) 常務取締役	当社に対する持株比率が19.33%と筆頭株主ではありますが、製品販売等の取引関係はありません。
社外取締役	戸倉剛	キヤノン(株) 執行役員イメージコミュニケーション事業本部長	当社に対する持株比率が19.30%と筆頭株主につぐ大株主であり、かつ製品販売等の取引関係があります。
社外取締役	小泉達也	(株)オプトラン 相談役	特別の関係はありません。
社外取締役	内田省寿	三井マーハナイト・メタル(株) アドバイザー	特別の関係はありません。
社外監査役	三上誠一	セイコーホールディングス(株) 常勤監査役	当社に対する持株比率が19.33%と筆頭株主ではありますが、製品販売等の取引関係はありません。
社外監査役	長島和彦	キヤノン(株) 執行役員経理本部副本部長	当社に対する持株比率が19.30%と筆頭株主につぐ大株主であり、かつ製品販売等の取引関係があります。
社外監査役	杉田光義	弁護士法人原後綜合法律事務所 代表社員弁護士	特別の関係はありません。

ロ. 社外役員の主な活動状況

氏 名	活動状況
大 熊 右 泰	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、経営全般における豊かな経験と高い見識に基づく客観的な視点から、中期経営計画、事業戦略、コーポレートガバナンス等について意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
戸 倉 剛	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、経営及び技術全般における豊かな経験と高い見識に基づく客観的な視点から、事業戦略とこれに伴う生産体制、コーポレートガバナンス等について意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
小 泉 達 也	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、経営全般における豊かな経験と高い見識に基づく客観的な視点から、中期経営計画、事業戦略、コンプライアンス、ブランディング等について意見を述べるなど、独立役員として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。この他に任意の諮問会議5回すべてに出席し、後継者の育成計画や指名等において適切な助言を行っております。また、常勤取締役とのミーティング及び執行役員との意見交換を行い、これらの場においても適宜適切な助言を行っております。
内 田 省 寿	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、経営全般における豊かな経験と高い見識に基づく客観的な視点から、中期経営計画、事業戦略、コンプライアンス等について意見を述べるなど、独立役員として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。この他に任意の諮問会議5回すべてに出席し、後継者の育成計画や指名等において適切な助言を行っております。また、常勤取締役とのミーティング及び執行役員との意見交換を行い、これらの場においても適宜適切な助言を行っております。
三 上 誠 一	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回及び監査役会10回のうち9回に出席し、財務及び会計に関する相当程度の知見と高い見識に基づく客観的な視点から、取締役会において適宜発言を行い、必要に応じて説明を求め、また監査役会において適宜質問と意見の表明を行うことにより、取締役の職務の執行に対する適切な監査を行っております。
長 島 和 彦	当事業年度に就任以降開催された取締役会10回のうち9回及び監査役会8回のうち7回に出席し、財務及び会計に関する相当程度の知見と高い見識に基づく客観的な視点から、取締役会において適宜発言を行い、必要に応じて説明を求め、また監査役会において適宜質問と意見の表明を行うことにより、取締役の職務の執行に対する適切な監査を行っております。
杉 田 光 義	当事業年度に開催された取締役会12回すべて及び監査役会10回すべてに出席し、弁護士としての法務に関する豊かな経験と高い見識に基づく客観的な視点から、取締役会において適宜発言を行い、必要に応じて説明を求め、また監査役会において適宜質問と意見の表明を行うことにより、独立役員として取締役の職務の執行に対する適切な監査を行っております。この他に任意の諮問会議5回すべてに出席し、後継者の育成計画や指名等において適切な助言を行っております。

(注) 長島和彦氏については、当社監査役に就任した2018年1月25日以降に開催された取締役会及び監査役会に関する出席状況を記載しております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 東陽監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、台湾小原光学股份有限公司、台湾小原光学材料股份有限公司、OHARA OPTICAL (M) SDN.BHD.、Ohara Corporation、OHARA GmbH、小原光学（香港）有限公司、小原光学（中山）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の法定監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に該当すると判断した場合に、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、解任及びその理由を解任後最初に招集される株主総会において報告します。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案内容を決定します。

- #### ④ 責任限定契約の内容の概要
- 該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要)

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制及び方針」について取締役会において決議しております。

その内容は、以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
代表取締役社長を委員長とする倫理・コンプライアンス委員会を設置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。当委員会が「企業倫理の基本理念」に基づき制定した「行動規範ガイドライン」を、当社及びグループ各社の役員及び全従業員が法令及び定款ならびに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、当社及びグループ各社の役員及び全従業員に対して、教育等を定期的実施する。業務監査室は倫理・コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況について監査を行う。これらの活動結果は、定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。さらに、法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として当社及びグループ各社は「社内通報制度・ヘルプライン」を設置・運営する。

なお、反社会的勢力に対しては、「行動規範ガイドライン」において、「社会の秩序や市民の安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切関わらない。」という基本方針を定め、実際に反社会的勢力から威圧、業務妨害、不当要求等がなされた場合は、当社及びグループ各社の対応統括部門を各総務部門とし、倫理・コンプライアンス委員会の監督のもと、顧問弁護士、警察等とも緊密な連携を図り、会社組織として反社会的勢力との関係を断固遮断する。また、平素より外部専門機関等から反社会的勢力に関する情報の収集に努める。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、当社及びグループ各社にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はリスク管理委員会が行うものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
- イ. 職務権限及び意思決定ルール遵守
 - ロ. 社内取締役を主な構成員とする経営会議の設置・運営
 - ハ. 中期経営計画に基づき、当社及びグループ各社別に目標及び予算を策定し、適時に評価するためのITを活用した月次・四半期業績管理の実施
 - ニ. 経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施
 - ホ. グループ全体の効率経営を促進し、企業集団としての健全な経営と相互の発展を図るため、関係会社管理規程を制定する。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、当社の定める関係会社管理規程等に基づき、当社へ事前協議等が行われる体制を構築する。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築する。
 - ロ. 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社に内部統制委員会を設置すると共に、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
 - ハ. 当社取締役、各部門長及びグループ各社の社長は、当社及びグループ各社の業務執行の適正を確保するための内部統制の確立と運用について権限と責任を有する。
 - ニ. 当社業務監査室は、当社及びグループ各社の業務監査を実施し、その結果を内部統制委員会ならびに当社及びグループ各社の業務執行責任者に報告し、内部統制委員会は必要に応じて、内部統制の改善策の指示、実施の支援・助言を行う。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査業務を効率的に行うため、業務監査室に所属する人員1名を補助使用人として、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。当該補助使用人の職務執行については、監査役が取締役以下当該補助使用人の属する組織の上長等と業務執行の優先順位を協議することにより、また、人事異動・人事考課等については、人事担当部門が事前に監査役と協議することによって、当該補助使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及びグループ各社の取締役及び使用人は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「社内通報制度・ヘルプライン」による通報状況及びその内容、その他監査役が報告すべきものと定めた事項を適時・適切に報告する体制を整備する。なお、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いは一切行わない。また、監査役が出席する会議については、会議招集通知・議事録回付等の措置が適切に行われ、監査役が定期的に閲覧する資料については、関係資料の回付等の措置が適切に行われる体制を構築する。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査をより有用なものとするため、監査役と代表取締役及びその他の取締役との間で適時に意見交換会を設定する。また、監査役は、必要に応じて会社の費用で、弁護士、会計士、税理士等の専門知識を有する者から監査業務に関する助言を独自に受けられる体制を構築する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当該方針に記載の項目については、既に基本的な制度や仕組みを整えており、引き続き、適切な運用を行っております。
 - ロ. 倫理・コンプライアンス管理規程に基づくヘルプライン窓口（内部通報窓口）については、当社及びグループ各社にてそれぞれ周知し、その活用が図られており、倫理・コンプライアンス委員会及び取締役会において、定期的にその内容が報告されております。
- ハ. (1) 業務監査室は、内部監査規程に基づき、監査役とも連携を図り、第110期において12回の内部監査を実施いたしました。
- (2) 上記(1)の活動結果は、業務監査室より、定期的に内部統制委員会を通して、取締役会に報告されております。また、監査役会には、定期的に活動状況の報告がなされております。
- 二. 当社及びグループ各社の役員及び全従業員が法令及び定款ならびに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範である「行動規範ガイドライン」を作成するとともに、その徹底を図るため、教育等を定期的実施しております。
- 第110期においては、役員向けコンプライアンス研修として「企業不祥事の予防と対応」をテーマに1回、全社員向けコンプライアンス研修として「セクハラ・パワハラ防止」、「人事・職場における不当な差別の撤廃」などをテーマに延べ4回、インサイダー取引規制研修を延べ2回実施いたしました。
- また、安全保障貿易管理研修として当社の輸出関連業務担当者を対象に延べ2回実施するとともに、子会社（5社）にも実際に赴き実施いたしました。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
- 取締役会規程、情報システム運用規程、文書管理規程等に基づき、取締役会、経営会議等の議事録・会議書類、個人情報及び機密情報等の適切な保存及び管理を行っております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク管理規程に基づき、グループ全体を対象としたリスク管理体制を整えており、定期的にリスクの洗い出し及び見直しを行い、その対策の立案と実施を行っております。
 - ロ. 定期的にリスク管理委員会を開催し、イ. の活動に関するレビューを行うなどグループ全体のリスク管理体制の強化に努めております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会は、社外取締役4名（うち独立社外取締役2名）を含む取締役8名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しております。
 - ロ. 取締役会規程等に基づき、第110期においては取締役会12回、経営会議14回等を開催いたしました。
 - ハ. 当社及びグループ各社の業績については、業務報告やITの活用によってタイムリーな把握に努めており、適時に評価する体制を整えております。

- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
関係会社管理規程に基づき、子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、当社への事前協議等が行われる体制としております。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合には都度、当社に報告が行われる体制としております。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該補助使用人の人事異動・人事考課等については、事前に代表取締役と監査役が協議しております。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査役は、当社及びグループ各社の取締役及び使用人より、当社及びグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「社内通報制度・ヘルプライン」による通報状況及びその内容、その他監査役が報告すべきものと定めた事項等について、報告を受けております。
- ロ. 倫理・コンプライアンス管理規程において、内部通報を行った者に対して不利益を課さないことを保証する旨規定しております。
- ハ. 取締役会、経営会議等の監査役が出席する会議については、会議招集通知や議事録の回付等を適切に行っております。また、監査役が定期的に関連する資料についても、関係資料の回付を適切に行っております。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されております。監査役会は第110期において10回開催し、監査に関する重要な事項について常勤監査役他より報告を受け、協議・決議を行っております。
また、監査役は、監査役監査を有用なものとするため、代表取締役及びその他の取締役と適時意見交換の場を設けております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2018年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	31,911,444	流 動 負 債	9,262,688
現金及び預金	11,048,456	支払手形及び買掛金	1,608,950
受取手形及び売掛金	7,152,484	電子記録債権	766,213
電子記録債権	1,567,693	短期借入金	2,475,433
有価証券	100,000	リース債権	749,172
商品及び製品	2,426,157	未払法人税等	460,044
仕掛品	5,680,967	賞与引当金	865,726
原材料及び貯蔵品	2,984,297	役員賞与引当金	111,145
繰延税金資産	631,021	環境対策引当金	57,431
その他	397,887	未払の金	1,313,400
貸倒引当金	△77,522	その他	855,170
固 定 資 産	26,819,745	固 定 負 債	5,428,069
有 形 固 定 資 産	18,868,358	長期借入金	1,570,670
建物及び構築物	5,414,600	リース債権	53,223
機械装置及び運搬具	3,369,264	繰延税金負債	1,944,573
工具器具及び備品	8,724,172	退職給付に係る負債	1,449,363
土地	317,023	役員株式給付引当金	37,793
建設仮勘定	1,043,297	環境対策引当金	23,106
無 形 固 定 資 産	112,834	資産除去債	89,837
投 資 そ の 他 の 資 産	7,838,552	その他	259,500
投資有価証券	7,003,704	負 債 合 計	14,690,757
長期貸付金	206,000	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	121,786	株 主 資 本	40,770,107
退職給付に係る資産	146,410	資本金	5,855,000
その他	360,651	資本剰余金	7,930,785
資 産 合 計	58,731,190	利益剰余金	28,473,257
		自己株式	△1,488,935
		その他の包括利益累計額	3,270,325
		その他有価証券評価差額金	3,119,607
		繰延ヘッジ損益	3,405
		為替換算調整勘定	904,991
		退職給付に係る調整累計額	△757,678
		純 資 産 合 計	44,040,432
		負 債 純 資 産 合 計	58,731,190

連結損益計算書

(2017年11月1日から2018年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		28,221,778
売上原価		18,931,131
売上総利益		9,290,646
販売費及び一般管理費		6,019,796
営業利益		3,270,850
営業外収益		
受取利息	54,597	
受取配当金	167,607	
為替差益	31,159	
持分法による投資利益	121,343	
試作品等売却収入	22,479	
その他の	92,647	489,834
営業外費用		
支払利息	26,332	
固定資産除却損	25,490	
その他の	3,125	54,948
経常利益		3,705,736
税金等調整前当期純利益		3,705,736
法人税、住民税及び事業税	819,215	
法人税等調整額	△333,496	485,718
当期純利益		3,220,017
親会社株主に帰属する当期純利益		3,220,017

連結株主資本等変動計算書

(2017年11月1日から2018年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
2017年11月1日 期首残高	5,855,000	7,930,785	25,741,171	△1,488,935	38,038,021
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△487,931		△487,931
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,220,017		3,220,017
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	2,732,085	-	2,732,085
2018年10月31日 期末残高	5,855,000	7,930,785	28,473,257	△1,488,935	40,770,107

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ハッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
2017年11月1日 期首残高	2,648,140	-	1,175,498	△656,758	3,166,880	41,204,901
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当					-	△487,931
親会社株主に帰属する 当期純利益					-	3,220,017
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	471,466	3,405	△270,506	△100,920	103,445	103,445
連結会計年度中の変動額合計	471,466	3,405	△270,506	△100,920	103,445	2,835,531
2018年10月31日 期末残高	3,119,607	3,405	904,991	△757,678	3,270,325	44,040,432

貸借対照表

(2018年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部			金 額	負 債 の 部			金 額
科 目	資 産	種 別		科 目	負 債	種 別	
流動資産			14,913,941	流動負債			6,853,364
現金及び預	金	金	2,820,604	支払手形	形務	金	49,725
受取手形債	権	金	216,228	支子記録債	務	金	716,773
電子記録債	権	金	1,248,817	買掛金	金	金	805,472
売掛証	券	金	3,697,971	短期借入金	金	金	1,290,000
有価証券	品	金	100,000	関係会社短期借入金	金	金	418,760
製原材	品	金	775,056	1年内返済予定の長期借入金	金	金	405,600
原仕掛	品	金	514,381	リース債	金	務	727,958
貯蔵品	品	金	4,022,901	未払費用	金	務	963,343
前払費用	用	金	48,485	未払法人税等	金	務	101,577
未収入金	金	金	19,787	預り引当金	金	金	238,831
関係会社短期貸付金	金	金	272,166	賞与引当金	金	金	21,319
関係会社立替金	金	金	665,000	役員引当金	金	金	469,077
繰延税金資産	産	金	84,575	環境対策引当金	金	金	52,580
その他	他	金	410,736	固定資産購入支払手形	形	務	57,431
貸倒引当金	金	金	20,088	固定資産購入電子記録債	務	他	404,885
固定資産			26,449,268	その他	他	金	130,028
有形固定資産			12,711,780	固定負債			3,761,436
建物	物	金	1,371,576	長期借入金	金	務	1,304,800
機械及び装置	置	金	1,876,107	長期借入金	金	務	9,940
車両運搬具	具	金	9,845	繰上未払金	金	務	205,640
器具備	品	金	8,461,508	繰上未払金	金	務	1,246,262
土地	地	金	24,029	繰上未払金	金	務	846,911
建設仮勘定	定	金	968,713	繰上未払金	金	務	37,793
無形固定資産			93,962	退職給付引当金	金	務	19,381
ソフトウェア	ア	金	59,126	退職給付引当金	金	務	89,837
ソフトウェア仮勘定	定	金	34,836	退職給付引当金	金	務	870
投資その他の資産			13,643,525	負債合計			10,614,800
投資有価証券	券	金	2,618,671	純資産			27,625,396
関係会社株式	式	金	5,851,293	株主資本			5,855,000
関係会社出資金	金	金	1,235,910	資本金	金	金	7,930,598
関係会社長期貸付金	金	金	4,101,000	資本剰余金	金	金	7,930,598
長期前払費用	用	金	193,276	利益剰余金	金	金	15,328,733
その他の	他	金	23,374	利益剰余金	金	金	125,000
貸倒引当金	金	金	△380,000	その他利益剰余金	金	金	15,203,733
資産合計			41,363,210	研究開発費	金	金	313,000
				固定資産圧縮積立金	金	金	50,991
				別途積立金	金	金	10,660,500
				繰上未払金	金	金	4,179,242
				繰上未払金	金	金	△1,488,935
				繰上未払金	金	金	3,123,012
				繰上未払金	金	金	3,119,607
				繰上未払金	金	金	3,405
				純資産合計			30,748,409
				負債純資産合計			41,363,210

損益計算書

(2017年11月1日から2018年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		16,880,438
売上原価		12,419,310
売上総利益		4,461,127
販売費及び一般管理費		3,615,834
営業利益		845,293
営業外収益		
受取利息	32,820	
受取配当金	1,062,219	
その他の	141,398	1,236,438
営業外費用		
支払利息	26,377	
試作品加工代	6,360	
固定資産除却損	15,273	
為替差損	38,981	
その他の	4,715	91,709
経常利益		1,990,022
特別利益		
貸倒引当金戻入額	223,296	223,296
税引前当期純利益		2,213,318
法人税、住民税及び事業税	212,764	
法人税等調整額	△151,474	61,290
当期純利益		2,152,028

株主資本等変動計算書

(2017年11月1日から2018年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					利益剰余金 合 計
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	固定資産圧縮 積立金	別 途 繰 越 利 益 剰 余 金	繰越利益 剰余金	
			研究基金					
2017年11月1日 期首残高	5,855,000	7,930,598	125,000	313,000	54,899	10,660,500	2,511,236	13,664,636
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金取崩					△3,907		3,907	-
剰余金の配当							△487,931	△487,931
当期純利益							2,152,028	2,152,028
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△3,907	-	1,668,005	1,664,097
2018年10月31日 期末残高	5,855,000	7,930,598	125,000	313,000	50,991	10,660,500	4,179,242	15,328,733

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純 資 産 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2017年11月1日 期首残高	△1,488,935	25,961,299	2,648,140	-	2,648,140	28,609,439
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金取崩		-			-	-
剰余金の配当		△487,931			-	△487,931
当期純利益		2,152,028			-	2,152,028
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		-	471,466	3,405	474,872	474,872
事業年度中の変動額合計	-	1,664,097	471,466	3,405	474,872	2,138,970
2018年10月31日 期末残高	△1,488,935	27,625,396	3,119,607	3,405	3,123,012	30,748,409

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年12月13日

株式会社オハラ
取締役会 御中

東陽監査法人
指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 山 正 則 ㊟
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 長 田 洋 和 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オハラの2017年11月1日から2018年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オハラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年12月13日

株式会社オハラ
取締役会 御中

東陽監査法人
指定社員 公認会計士 佐山 正則 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 長田 洋和 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オハラの2017年11月1日から2018年10月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年11月1日から2018年10月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役監査の基準に準拠し、監査役会が定めた、当期の監査の方針、監査計画に従い、取締役、業務監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役、業務監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、業務監査部門その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに監視及び検証をいたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役会への担当取締役による内部統制委員会活動報告及び業務監査部門、会計監査人からの当該内部統制の評価と監査の状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会計の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年12月13日

株式会社オハラ 監査役会

常勤監査役 久保田 桂 詞 ㊞

社外監査役 三 上 誠 一 ㊞

社外監査役 長 島 和 彦 ㊞

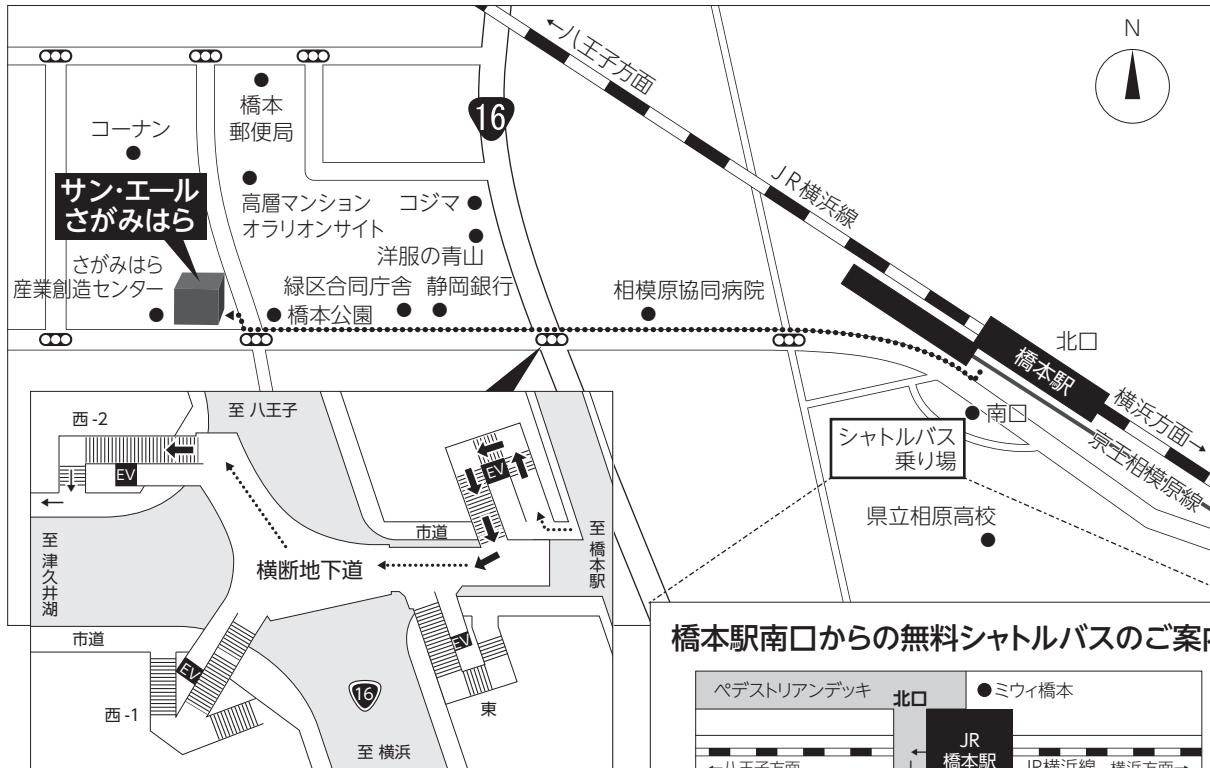
社外監査役 杉 田 光 義 ㊞

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場：神奈川県相模原市緑区西橋本5丁目4番20号
サン・エールさがみはら 2階ホール
TEL 042-775-5665

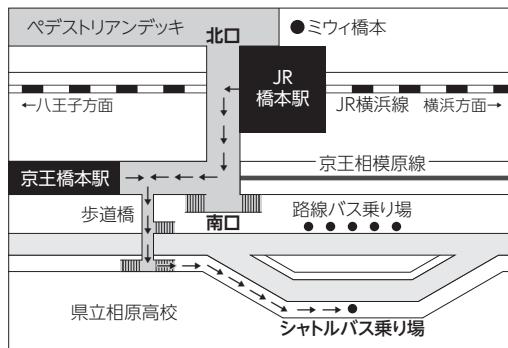
開催場所が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。



交通

JR横浜線、JR相模線、京王相模原線
橋本駅 南口より徒歩約15分

橋本駅南口からの無料シャトルバスのご案内



◇運行時刻表◇

9:10、9:25、9:40

※シャトルバス乗り場には案内係がおります。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。